役員報酬の改定について

民間企業における給与動向や国家公務員におけるこれまでの給与改定等の社会一般情勢を踏まえ、役員報酬の改定を行う。

1. 地域手当

地域手当を現行の16%から18%に引き上げる。

なお、引き上げは段階的に行うこととし、平成28年7月に17%、平成29年7月に18%にそれぞれ引き上げる。

		地域手当(月額)		
	基本給	現行	改定後	
		現行(16%)	H28.7~(17%)	H29.7~(18%)
理事長	1,055,000	168,800	179,350	189,900
理事	912,000	145,920	155,040	164,160
	834,000	133,440	141,780	150,120
監事	720,000	115,200	122,400	129,600

2. 賞与

賞与基礎額に乗じる割合を、6月期について140/100→150/100、12月期について155/100→165/100へ引き上げる。

	現行(年額)	改定後		
	(地域手当 16%)	H28.12~H29.6 (地域手当 17%)	H29.12~H30.6 (地域手当 18%)	
理事長	5,110,315	5,496,656	5,536,535	
理事	4,417,637	4,751,611	4,786,085	
	4,039,812	4,345,223	4,376,749	
監事	3,487,608	3,751,272	3,778,488	

3. 改定時期

平成28年7月1日

全国健康保険協会役員報酬規程 新旧対照表(改正部分のみ)

新	旧
(地域手当) 第5条 基本給の月額に 100分の18 を乗じて得た額を地域手当として支給する。	(地域手当) 第5条 基本給の月額に 100分の16を乗じて得た額を地域手当として支給する。
(賞与)	(賞与)
 第9条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ 在職する役員に対して支給する。 2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合においては 100分の150、12月に支給する場合においては 100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(8) (略) 3~6 (略) 	 第9条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ 在職する役員に対して支給する。 2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合においては 100分の140、12月に支給する場合においては 100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(8) (略)
附 則 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。 2 平成28年7月1日から平成29年6月30日までの間における第5条の規定の適用については、同条中「100分の18」とあるのは「100分の17」とする。	